

■スマホ市役所導入事業 審査基準

評価項目	審査基準
機能	・電子申請機能は利用者にとって使いやすいものとなっているか。
	・電子申請機能は管理者にとって使いやすいものとなっているか。
	・予約機能は利用者にとって使いやすいものとなっているか。
	・予約機能は管理者にとって使いやすいものとなっているか。
	・セグメント配信機能は利用者にとって使いやすいものとなっているか。
	・セグメント配信機能は管理者にとって使いやすいものとなっているか。
	・リッチメニューは視認性に優れ、利用者が欲しい情報にたどり着きやすくなっているか。
	・職員向けの機能も含め、その他の機能は充実しているか
システム導入	・システム導入時の職員へのサポート体制は充実しているか。
	・市の職員にて対応が必要な作業が明確となっているか。
	・他社と別途契約が必要なものも含め、契約から市民公開までのスケジュール案が具体的に示されているか。
	・手順書や説明会など職員向けの操作説明は充実しているか。
運用管理	・システム稼働後の職員へのサポート体制は充実しているか。
	・機能の拡張を容易に行うことができるか。
	・システム稼働後にリッチメニューの変更を容易に行うことができるか。
	・利用する職員が増えた場合も容易にユーザーを増やすことができるか。

追加提案	・仕様の要件に記載していない有用な提案がなされているか。 ・活用が十分に期待できる提案か。（過大な提案ではないか。）
セキュリティ	・障害対応、データ保護の考え方が明瞭で、情報漏洩を防止するための対策が十分に確保されているか。 ・障害発生時に業務を継続するための対策が行われているか。
業務実績 （事務局審査）	・自治体が実施した本業務と同様若しくは類似業務の受託実績があるか。
見積金額 （事務局審査）	・最低見積額を提出した事業者を満点とし、他の事業者は見積金額に応じて計算式により採点を行う。